

# 神戸分遣所旧庁舎解体工事仕様書

## [工事概要]

- ①工事名 神戸分遣所旧庁舎解体工事
- ②工事場所 千葉県館山市犬石1496番地
- ③工事内容 神戸分遣所旧庁舎の施設の解体・撤去・処分
- ・敷地面積 305.05㎡
  - ・消防分遣所 鉄筋コンクリート造2階建て
    - 床面積 1階 112.50㎡
    - 床面積 2階 28.50㎡
    - 延面積 141.00㎡
  - ・ホース乾燥塔 コンクリート柱 約12m 1本
  - ・浄化槽
  - ・設備配管（給水管：道路等復旧工事含む）
- ④工期
- ・ 契約効力の発生の日から令和8年2月27日まで  
工事の実施にあたり、発注者と日程調整等の打合せを十分に行うこと。
- ⑤注意事項
- ・ 現場施工において必要と考えられる消耗品及び資機材等や発生材に係る費用を含む。
- （ 週休2日制適用工事 ）
- 本工事は、月単位の週休2日制適用工事である。
- 請負者は、原則月単位の週休2日制で施工すること。
- 週休2日制の実施に当たっては、「館山市営繕工事週休2日実施要領」に基づき行うこと。

## [共通事項]

- ①工事契約の範囲 本工事は、本仕様書に記した図書に記載されたものすべてを含むものとする。
- ②優先順位 本工事における設計図書等の優先順位は下記のとおり。
1. 質疑応答書
  2. 現場説明事項
  3. 特記仕様書
  4. 設計図
  5. 標準仕様書
  6. 公共規格及びこれに準ずる規格
- ③設計図書の疑義
- ・ 工事に先立ち設計図書に関するくい違い、疑義を調査し、監督職員に書面にて報告する。
  - ・ 上記の疑義は監督職員と協議し、また、指示により適正な解決を図る。

- ・ 設計図書の表示に省略又は軽微な漏れがあっても、設計図書全体の仕様水準に見合った社会通念上常識的工事は、監督職員の指示により請負者の責任で完成させなければならない。  
また、これによる請負金額及び工期の変更は行わない。
- ・ 施工者は今までの経験からして、設計図書の仕様では問題が生じるおそれのあると判断した部分については、積極的な提案を行い、より良い解決が図れるようにする。

- ④変更 工事の部分的な取り合い、補強その他軽微な変更による請負金額及び工期の変更は認めない。  
なお、設計変更等については、契約書第18条から第25条及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第1章1-1-8から1-1-10に記載しているとおりとする。
- ⑤材料の承認 購入品はすべて新品とし、監督職員の検査を受けてから施工する。
- ⑥工事現場の管理 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、常に衛生、火災、盗難その他事故防止に努め、常に工事現場の管理整頓に注意する。
- ⑦工事写真 工事工程毎に重要な箇所の工事着工前、工事中、完了後の状況を写真に記録し、整理の上各1部提出する。特に不可視となる部分の出来形管理については施工状況がわかるように記録すること。
- ⑧法定外の労災保険の付保 本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- ⑨引き渡し 本工事引き渡しの際は監督職員、検査員の立会検査を受けて合格の上引き渡すものとする。
- ⑩建設発生土の処理
- ・ 場内処分とする。
  - ・ 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- ⑪建設廃棄物 建設廃棄物にかかる関係法令を遵守する。
- ⑫建設副産物対策－1 請負金額が 1,000 千円以上であったときは、元請業者は千葉県建設副産物対策の手引き（令和3年3月）に定めた「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し提出すること。  
また、これらの実施記録は工事完成後一年間保存しておくこと。なお、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事である場合は、同法第18条の規定による発注者への報告を兼ねるものとする。

⑬建設副産物対策－2

「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。建設廃棄物の処理にあたっては、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

TEL：0470-22-2902

⑭石綿含有建材の調査

大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正大防法」という。）第18条の15及び改正後の石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）第3条に基づき、工事目的物の施工範囲のすべての材料において事前調査（設計図書等及び現場目視による）を行うこと。この調査において材料の石綿含有が判明しない場合は、監督職員と協議の上、分析調査を行うか石綿含有とみなすものとする。調査結果を監督職員に提出するとともに、現場において公衆の見やすい場所に掲示すること。一定規模以上の建築物等においては、改正大防法第18条の15第6項及び改正石綿則第4条の2に基づき、「石綿事前調査結果報告システム」により都道府県知事及び所轄労働基準監督署長に報告をすること。ただし、平成18年9月1日以降に建設された建築物等は、この限りではない。

⑮問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課

TEL：0470-22-2902

## 施 工 条 件 の 明 示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程については、監督職員に毎週一度必ず報告し、当初工程と著しく変更が生じた場合は監督員と協議の上、変更工程表を作成すること。</li> <li>・ 施工時間は原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。なお、上記時間には準備及び片づけも含まれる。</li> </ul>
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事について問題等が生じた場合は、監督員と協議すること。</li> <li>・ 現場事務所や資材・発生材置場等の位置は、監督員と協議すること。</li> </ul>
公 害 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事期間中に発生が予想される騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等には十分に注意すると共に、予想される場合には監督員と事前に協議すること。また、発生した場合は早急に対策を講じることとし、施設利用者や近隣住民等に迷惑がかからないようにすると共に、監督員に速やかに報告すること。</li> <li>・ 館山市公害防止条例及び同条例施行規則における対象工事に該当する場合は、館山市建設環境部環境課へ「特定建設作業実施届出書」を提出するものとする。</li> </ul>
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工中の安全管理はもちろんのこと、施工時間外における安全対策についても十分配慮すること。</li> </ul>
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用車両の通行経路については監督員と協議すること。</li> </ul>
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設足場で作業を実施する場合、安全帯を着用する等し、転落する事が無いよう十分な安全対策を施すこと。</li> <li>・ 工事期間中に第三者による事故等が起きないように安全対策に努めること。</li> </ul>
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督員の承諾を得た後、処理するものとする。</li> </ul>
工 事 支 障 物 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事において埋設物（水道管・汚水管、電気配管、ガス管等）については事前に確認し、施工に支障が予想される場合は監督員と協議すること。</li> </ul>
排 水 関 係 (濁水処理含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし。</li> </ul>
薬 液 注 入 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事着工前に打合せを実施する。(監督員、現場代理人等)</li> <li>・ 施工する箇所については、現況確認を行い施工計画を立て、監督職員の承諾を得ること。</li> <li>・ 工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。</li> </ul>